

氏名又は  
名 称 \_\_\_\_\_ 殿

### 加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税)

あなたに通知した \_\_\_\_\_ 年分相続税の \_\_\_\_\_ 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)のうち「国税通則法に基づく計算」欄の「加算税の基礎となる税額」(又はその基礎となる金額)は、この計算明細書により計算しています。

		A	B	C	D	E	F
		前の額	後の額	隠蔽又は仮装部分の額	隠蔽又は仮装事由以外の事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額	非正当事由部分の額	正当な事由があると認められる事実のみに基づいて更正決定等があった場合の額
課税価格等の計算(各人の合計)	取得財産の価額(注1)	①	円	円	円	円	円
	債務控除額	②			※	※	
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額	③			※	※	
	課税価格(①-②+③)	④	,000	,000		円 ,000	円 ,000
	相続税の総額	⑤	00	00		00	00
あなたの課税価格等の計算	取得財産の価額(注1)	⑥	円	円	円	円	円
	債務控除額	⑦					
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額	⑧					
	課税価格(⑥-⑦+⑧)	⑨	,000	,000		円 ,000	円 ,000
	相続税額	⑩					
	法第18条の規定による加算額	⑪					
	税額控除額	⑫					
	差引税額	⑬					
	相続時精算課税分の贈与税額控除額	⑭	00	00	00	00	00
	医療法人持分税額控除額	⑮					
⑬-⑭-⑮	⑯	イ 00	ロ 00		ハ 00	ニ 00	
増差税額	⑰		⑱(ローイ) 円 00	(⑲-⑳) 円 00	㉑(ハーイ) 円 00	(㉑-㉒) 円 00	㉓(ニーイ) 円 00
加算税の基礎となる税額	⑱			重加算税分) (1万円未満の端数切捨て) 円 0,000		過少(無)申告加算税分) (1万円未満の端数切捨て) 円 0,000	

(注) 1 「取得財産の価額」には、「相続時精算課税適用財産の価額」を含みます。  
 2 上記計算明細中の「※」の付いた各欄には、あなたがその財産等を取得したかどうかにかかわらず、あなたが隠蔽又は仮装した財産等及びあなたに正当事由がなく過少に申告をし又は申告がなされていなかった財産等の価額等の金額を記載しています。  
 3 「(㉑-㉒)」とあるのは、隠蔽又は仮装部分の金額がない場合には「(⑲-⑳)」として計算しています。なお、「加算税の賦課決定通知書(通知用)」等の③欄から⑤欄までにおける各「加算税の基礎となる税額」は、「(㉑-㉒)」欄の金額に国税通則法第66条第3項の「累積納付税額」を加算した金額を基礎に同項の規定により計算しています。